



熊本県公報

号外 第 26 号

平成 26 年 5 月 1 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家
きん等の移動の禁止又は制限の変更 (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第 451 号の 2

平成 26 年 4 月 13 日熊本県告示第 403 号の 4 (高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止又は制限) を次のとおり変更する。

平成 26 年 5 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 禁止の内容

家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。) 及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止する。

2 禁止の期間

平成 26 年 5 月 1 日から当分の間

3 禁止の対象となる区域

球磨郡錦町(高原、平川及び目郎)、球磨郡あさぎり町(新、内山、下里、古草城、明廿、植の里及び深田北)、球磨郡多良木町大字黒肥地(小字上柳、幸坂、深谷、上増谷、才川内、銅山、柳野、古屋敷、赤木田、中永谷、下永谷、増谷、千里内、堤迫、上の原、新道、北小谷、赤木、夜狩尾、上大野、中大野、大野、高尾、梶ヶ原、上木原、下の原、上伏間田、小谷、北秋川、中広木原、中ノ原、下広木原、柿川、川原山、赤松、八城迫、上赤松、梨ノ木、上梨木谷、下梨ノ木、高寺、花の木、上花の木、赤田、小城下、小椎野、中小椎野、上小椎野、下小椎野、伏間田、上小原、伊良谷、北朴の木迫、秋川、東光寺、八反田、新立、下永迫、上の原、當の木、下西田、上西田、長平、鍋城、小原、朴ノ木迫、熊山、大塚、前東光寺、沖ノ田、管無田、追の原、衰迫、久保下、小川、上小川、栗ヶ迫、中尾、坂田、高田、反高、鎗掛松、士取、松の下、小路迫、北大久保、堂手、上大久保、前大久保、仁良田、北仁良田、里坊、長寺、小堤、下鶴文、上鶴文、蓑田、茂原、土屋、久保杉、北山下、茗の木、蓮葉、大園下、軍野、中の森、中鶴、宮田、平谷野、牛頭上、北井手詰、百太郎、松下及び平反田)、球磨郡湯前町(下松下、松下、下大瀬及び上大瀬)、球磨郡水上村大字岩野(小字下里坊、上里坊、小国、下七代、上七代、小立目、宮田、小野、山ノ田、石舟、古塚鶴及び水清谷)、球磨郡相良村大字四浦東(小字曾焼、上下坂及び寄木)、大字四浦西(小字平川、宮ノ下及び桐木谷)及び大字川辺(井出山、北白木谷、大阪、白木谷、丸尾、橋谷、高尾、高屋二ツ山、上黒石、下黒石、松馬場、山下、下山下、竹ノ山、松馬場坂、下七折、高原、佐土原、下原及び朝ノ迫)

4 禁止の対象となる家畜、その死体又は物品の種類

生きた家きん、死亡した家きん及び家きんの卵、家きんの飼養管理に必要な器材又は飼料、排せつ物等の高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品

5 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。